

Title	カント法哲学における立法と自由
Sub Title	Gesetzgebung und Freiheit in Kants Rechtsphilosophie
Author	石田, 京子(Ishida, Kyoko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2015
Jtitle	哲學 No.134 (2015. 3) ,p.149- 170
JaLC DOI	
Abstract	<p>Diese Abhandlung betrachtet Kants Unterscheidung zwischen Moral und Recht vom Standpunkt der zwei fundamentalen Begriffe der Kantischen praktischen Philosophie, i.e., der Gesetzgebung und der Freiheit, aus, um das Verhältnis des Rechts zum kategorischen Imperativ zu erläutern. Grundsätzlich stimme ich dem Gedanken zu, es gebe einen negativen und einen positiven Begriff der äußeren(rechtlichen)Freiheit. Ein negativer Begriff der äußeren Freiheit kann als die Unabhängigkeit von der Nötigung durch andere Personen verstanden werden, während ein positiver als die Freiheit der rechtlichen Vernunft aufgefasst wird. Um diesen Gedanken zu bestätigen, weise ich zuerst darauf hin, dass die Selbstgesetzgebung der praktischen Vernunft in der Grundlegung nicht als identisch mit der ethischen Gesetzgebung in der Tugendlehre betrachtet werden kann. Die Selbstgesetzgebung in der Grundlegung ist die Selbstgesetzgebung überhaupt, welche sowohl der rechtlichen als auch der ethischen Gesetzgebung zugrunde liegt. Dann erwäge ich, was ein positiver Begriff der äußeren Freiheit ist und wie die Selbstgesetzgebung in Bezug auf das Recht möglich ist. Nach der Einleitung in die Tugendlehre kann man das höchste Prinzip der Rechtslehre für den kategorischen Imperativ an sich halten, welcher die Verallgemeinerbarkeit der Maximen fordert. Aber das höchste Prinzip der Rechtslehre bezieht sich lediglich auf die Maximen der äußeren Freiheit, die anderen Personen eine Handlung vorschreibt. In diesem Aspekt kann man in Kants Rechtslehre seine Idee der Autonomie finden.</p> <p>Dieser Gedanke hat mit dem Dilemma von Gemeinschaft und Freiheit zu tun. Zwar können wir keine Gemeinschaft mit anderen Personen bilden, wenn wir nicht unser gegenseitigen Verhältnis bestimmen. Aber wenn andere Personen bestimmen, was ich tun</p>

	soll, wird mir die Freiheit entzogen. Kants Entwurf ist das einzige Konzept, das die Kompatibilität von Gemeinschaft und Freiheit möglich macht.
Notes	特集：西脇与作君・樽井正義君退職記念 寄稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000134-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カント法哲学における立法と自由

石 京 子*

Gesetzgebung und Freiheit in Kants Rechtsphilosophie

Kyoko Ishida

Diese Abhandlung betrachtet Kants Unterscheidung zwischen Moral und Recht vom Standpunkt der zwei fundamentalen Begriffe der Kantischen praktischen Philosophie, i.e., der Gesetzgebung und der Freiheit, aus, um das Verhältnis des Rechts zum kategorischen Imperativ zu erläutern. Grundsätzlich stimme ich dem Gedanken zu, es gebe einen negativen und einen positiven Begriff der äußeren (rechtlichen) Freiheit. Ein negativer Begriff der äußeren Freiheit kann als die Unabhängigkeit von der Nötigung durch andere Personen verstanden werden, während ein positiver als die Freiheit der rechtlichen Vernunft aufgefasst wird. Um diesen Gedanken zu bestätigen, weise ich zuerst darauf hin, dass die Selbstgesetzgebung der praktischen Vernunft in der *Grundlegung* nicht als identisch mit der ethischen Gesetzgebung in der *Tugendlehre* betrachtet werden kann. Die Selbstgesetzgebung in der *Grundlegung* ist die Selbstgesetzgebung überhaupt, welche sowohl der rechtlichen als auch der ethischen Gesetzgebung zugrunde liegt. Dann erwäge ich, was ein positiver Begriff der äußeren Freiheit ist und wie die Selbstgesetzgebung in Bezug auf das Recht möglich ist. Nach der Einleitung in die *Tugendlehre* kann man das höchste Prinzip der Rechtslehre für den kategorischen Imperativ an sich halten, welcher die Verallgemeinerbarkeit der Maximen fordert. Aber das höchste Prinzip der Rechtslehre bezieht sich lediglich auf die Maximen der äußeren Freiheit, die anderen Personen eine Handlung vorschreibt. In diesem Aspekt kann man in Kants *Rechtslehre* seine Idee der Autonomie finden.

Dieser Gedanke hat mit dem Dilemma von Gemeinschaft und Freiheit zu tun. Zwar können wir keine Gemeinschaft mit anderen Personen bilden, wenn wir nicht unser gegenseitigen Verhältnis bestimmen. Aber wenn andere Personen bestimmen, was ich tun soll, wird mir die Freiheit entzogen. Kants Entwurf ist das einzige Konzept, das die Kompatibilität von Gemeinschaft und Freiheit möglich macht.

* 慶應義塾大学文学部助教（倫理学）

はじめに

本稿は、カント実践哲学における二つの根本概念、すなわち立法と自由という観点から、法と道徳の関係を考察することを目的とする。具体的には、定言命法が法とどのような関係をもっているのかを検討する。

いかにして法と道徳は区別しうるか。筆者は以前この問い合わせ、カント実践哲学における体系区分に關わる問題として考察した¹。まず、法の道徳性は、〈批判〉と〈形而上学〉の関係から説明される。実践哲学において、〈批判〉は、定言命法の解説を通じ、あらゆる理性的存在者における意志の自由を示す。この知見を前提に、〈形而上学〉は、自由な意志を有する人間という観点から、法ないし徳の概念のあるべき形態を考察する。

カントにおいて法が道徳的であるとは、法に関するアприオリな諸概念を洞察することができ、かつその諸概念の客観的妥当性を〈批判〉が、つまり〈意志の自由〉が保証する点にある。他方、法と道徳が区別されるのは、〈人倫の形而上学〉においてである。ここで道徳は、徳としての道徳すなわち倫理として考察される。カントはここで、目的の設定というレベルで意志の自由の問題を二つに分けて考察しようとする。〈他の人の目的に対する単なる手段にすぎないこと〉をするよう他の人から強いられるのも、自分の傾向性がたてる目的しかもちえないというのも、他律につながる。この考察を通じ、自由は外的自由と内的自由へ、人倫の形而上学は法論と徳論へと分岐する。ここにおいて、法と（徳としての）道徳が、互いに異なる領域として確立されたこととなる。

カント哲学に見られるとされてきた、法と道徳との関係についての曖昧さは、〈道徳性 (Moralität)²〉と〈法 (Recht)〉、〈倫理 (Ethik)〉の関係についての以上の分析を介して、払しょくされたはずである。道徳性は、形而上学の「予備学」として、法と倫理を基礎づけるものという位置づけがなされる。法と倫理は、目的という選択意志の実質に照らして区分されており、この両者の体系は、各々の諸概念や諸法則から経験的な要素を捨

象するという手続きによって、一つの形而上学における両部門として構築される。

以上のことからわかるように、法と倫理とを区別するにあたって、カントの実践哲学のなかで〈私〉という存在は、対応する他者との関係で、二重に表されている。すなわち、一方で〈私〉は、〈一つの人格としての私〉と〈私とは区別される人格としての他の人〉という間主観的な区別において表され、別の場合においては、〈純粹理性としての私〉とそれに対応する〈傾向性という他者〉という一主観内での区別によって表されている。法と倫理が異なるという通常の漠然とした理解は、カントの『人倫の形而上学』において、他者のこの二重性に基づいて、あらためて区別されているのである。

第 1 節 外的自由の消極的概念と積極的概念

ところで、先に確認したように、〈私〉と〈他者〉をめぐる二つの区別が成立するためには、法と倫理それぞれの領域において〈他者の強要からの独立〉が必要となる。倫理の領域では、傾向性による意志規定を退けるためには、純粹理性が、その追求が義務であるような目的を立てることができなくてはならないとされる。〈他者の強要からの独立〉は、倫理の領域においては、目的に関する義務を成立させる意志の作用、すなわち立法に根拠をおかなければならぬ。それでは、法の場合はどうなのだろうか。

カントは「法論への序論」において、「法の道徳的概念」なるものを提示している。この概念は、「法に対応する拘束性に関わるかぎりでの、法の概念」(AA.VI.230) と言い換えられるものである。カント実践哲学において拘束性とは、「理性の定言命法のもとでの自由な行為の必然性」(AA.VI.222) のことを指している。法の道徳的概念は、法の領域におけるこのような必然性に関わっている。そのような必然性が理性の定言命法

のもとでの必然性である以上、法の道徳的概念は、法固有のアブリオリヤな義務の存在を指し示すものである。それでは、他の人による選択意志の規定からの独立という、これまでの法理解は、そのような義務を成立させるのに十分な根拠を提供していると言えるだろうか。

おそらく十分とは言えないであろう。先に見たとおり、法の領域における〈他者の強要からの独立〉とは、他の人が自らの目的のために私の行為を規定することから、私自身が解放されていることであった。しかし、他の人が立てる目的と自分自身が立てる目的とを比較したときに、後者がつねに前者に優先されるべきなのはなぜなのだろうか。カントは「……その場合の目的〔引用者注：人間が自ら設定することが許される目的〕は、格率の経験的な根拠ということになろうが、そのような根拠は、純粹理性のみにその根源をもつ義務概念（定言的當為）を提供しない」（AA.VI.382）と述べている³。この言葉は、ここでの問題を考える際に大きな示唆を与えてくれる。「人間が自ら設定することが許される目的」が格率の経験的根拠であるならば、私が立てようが他の人が立てようが、目的はおよそ義務を成立させはしない。もし他の人の強要からの独立が必然性をもつとすれば、まさにそのような強要が法のアブリオリヤな義務として禁じられることが必要である。しかし、単なる目的措定、および目的措定の主体としての人間という考えからは、そのような義務は出てこないのである。

法が他の人の強要からの独立として考察されることによって、人倫の形而上学における法の倫理からの独立は明らかになった。しかし、そもそもそのような強要がなぜいけないのかは、この議論のなかには存在していない。他の人が私のためを思ってよい目的を立て、私に行為を強要するといういわば〈善良なパターナリズム〉が、なぜ許されないのでだろうか。任意の目的を措定する存在者として見なされるかぎりにおいて、私は他の人と同じ身分をもつ。その私を他の人に優越させる論理は、これまで確認してきた論証のなかには見当たらない。だが、その目的を立てたのが他でもな

くこの私であるという理由だけで、なぜ他のすべての人に対する優越が導かれるのか。確かに「他人の目的の単なる手段として私が扱われる」ということは、他律的ではある。しかし、目的指定の場面で他の人と対立関係におかれる私は、経験的な（つまり傾向性に従っているかぎりでの）主体であればよく、純粹実践理性そのものである必然性はまったくない。そうだとすれば、他の人の強制からの独立という法の契機は、ここまで確認してきた議論のなかではいまだ根拠づけを得ていないことになる。

この問題を考えるために、カントの外的自由（=法的自由）に消極的概念および積極的概念を見出すことができるという、バードおよびフルシュカの指摘を取り上げたい⁴。『人倫の形而上学の基礎づけ』（以下、『基礎づけ』と略記）において、カントは自由の消極的概念と積極的概念とを区別しており⁵、この区別を『人倫の形而上学』においても基本的に踏襲している（AA.VI.213-214, 221）。バードとフルシュカは、外的自由の消極的概念を「他の人の強要的選択意志からの独立」と見なし、積極的概念を「法的状態における……法への依存」と見なしている。そしてこれは、内的自由における両者の区別、すなわち、「感性的衝動による規定からの選択意志の独立」と「道徳法則への依存」という区別と、並行関係にあると考えられている⁶。

ここで説明されている「他の人の強要的選択意志からの独立」は、法の領域における〈他者の強要からの独立〉として、本稿でこれまで論じてきたものと一致する⁷。すると、これまで確認してきた法と倫理のとらえ方は、カントの言葉遣いを借りるなら、あくまで外的および内的自由の消極的概念を表すに過ぎなかった、ということになる。〈他者の強要からの独立〉は、他者による規定を確認することによって、自律ではありえない事態（=他律）を確認する作業であり、この作業を通じて法と倫理のそれぞれ独自の領域が発見されたのであった。そこで得られた消極的概念に従って、今度は、法と倫理のアприオリな義務を基礎づけることが必要とな

る。『基礎づけ』での自由の積極的概念に照らすなら、そのようなアプリオリな義務は、純粹実践理性のみが与えることができる。つまり、法や倫理の義務を与える立法主体が純粹実践理性であることが示されるのならば、法や倫理の義務は確保され、〈他者の強要からの独立〉は可能となる。ここで言う、立法の主体が純粹実践理性であるということが、内的および外的自由の積極的概念ということになる。

ところで、倫理的立法の主体が純粹実践理性であることを疑う人はほとんどいないであろう⁸。それに比べて、外的立法を許す法的立法の主体が純粹実践理性であることは、自明ではない。外的立法は、義務の理念以外からの義務の履行を意味する。そのような外的立法を許す法的立法が、なお純粹実践理性の作用であると言える根拠は何であろうか。つまり、カント固有の意味での自律性を、法はどのように確保しているのであろうか。

以上の問題を考察するため、本稿の第2節で、法的立法と倫理的立法、そして『基礎づけ』と『実践理性批判』にみられる立法との違いを明らかにし、その三つの立法が、互いのいずれにも解消されえないものであることを示す。そのうえで、法の自律性がどのように確保されているか、そしてカント固有の意味での自律に即して法を捉える意義を、第3節で考察する。

第2節 法的立法と倫理的立法

法と倫理を対比させるときに、カントは、法則や立法に関して両者が異なる特徴をもつということを強調する⁹。

自由の法則が単なる外的行為とその合法則性とのみに関わる限りで、法理的と呼ばれるが、しかし、この自由の法則がまた、それ（法則）自身が行為の規定根拠となるべきであるとの要求をするならば、それは倫理的である（AA. VI.214）。

法論と徳論は、相違した両者の義務によって区別されるのではなく、むしろ法則に両者それぞれの動機を結びつける立法の相違によって区別される (AA. VI.220).

道徳法則は、『人倫の形而上学』においては、行為および意志規定に対する法則の関係の相違に応じて、二通りに解される。それによれば、法理的法則はただ行為の適法性のみに関わり、反対に倫理的法則は行為の外見だけでなく、その規定根拠にも関わる法則である。そしてカントは、前者の関わる自由が「外的に行使される自由」であるのに対し、後者に関わる自由は、「外的であるとともに内的に行使される自由」であると整理している。

この二つの法則の違いは、ある行為を義務として表象し、その表象と動機を結合させる「立法 (Gesetzgebung)」の違いに由来するとされる。法理的立法の場合、義務の理念を選択意志の規定根拠にすることを要求されない。この立法は、外的な動機に基づいて義務を履行することを許可する立法である。つまり、たとえ義務意識を欠いていたとしても、刑罰が科せられることへの嫌悪感などの感性的な動機によって、行為することを許す立法のことである。反対に、倫理的立法は、けっしてそのような外的立法による行為遂行、すなわち、義務の理念以外の規定根拠に基づく義務的行為の遂行を許すことはできない (AA.VI.219)。

法理的立法が外的立法を許容する立法であるという規定は、法の義務が義務の理念からも遂行されうることを同時に含意している。カントは、法の義務が間接的には倫理的義務であるとも述べている。たとえば、契約の履行は、法理的法則によって課された法の義務であり、徳の義務からは厳密に区別される。しかし、この履行は外部からの強制からではなく、義務意識に基づいて遂行されることもやはり可能なのであり、後者の場合、約束の遵守は「有徳な行為」 (AA.VI.220) と見なされる。契約の履行義務

はそれゆえに、法の義務であると同時に、「間接的に倫理的な義務」(AA. VI.221) である。

法の義務が「間接的に倫理的な義務」であるというカントのこの説明は、法と倫理の関係を考察するにあたって、法に対する倫理の優越という結論を導き出すように思われる。もしそうであるなら、同じことは、法的立法と倫理的立法、そして法的自由と倫理的自由(=「外的自由」と「内的自由」)との関係にもあてはまることになるだろう。法的立法を課される法の義務もまた義務ゆえに遂行される可能性が示されることによって、倫理的立法そして内的自由の領域には、人間のあらゆる義務が包摂されることになるように思われるのである。

ここで一つの問い合わせが生じる。以前の考察¹⁰で明らかにしたことによれば、〈批判〉と〈形而上学〉という二つの領域に対応して、〈道徳性〉と〈法／倫理〉という区別が生じた。この〈道徳性〉は、定言命法を通じて理性的存在者であるかぎりでの人間の自由を示すという点で、法や倫理の前提となる。そして、後者の〈法／倫理〉はあくまで別々の領域を指しているだけで、その両者には特に優越関係はなかったはずである。だが、カントが立法という観点による区分を論じる際には、法と倫理という二つの区分が取り扱われ、かつ、法に対して道徳性のみが有していたはずの優越が、今度は倫理に対して認められているように解釈することができる。すると、〈批判〉と〈形而上学〉という区別のうちでそれぞれ位置づけられていた道徳性と倫理は、法に対する優越という点で一致することになる。そうでなくとも、義務の理念を動機とすることを求めるという倫理の特徴が、道徳性と倫理を同一視し、法と道徳性との関連を否定する傾向を生み出してきたことに疑いはない¹¹。そこで、道徳性と倫理はどのように異なるのかということが、改めて問題とされなければならない。

カントは「徳論への序論」で、徳について、「内的自由の原理による強制、したがってその形式的法則に従って自分の義務をただ表象することだ

けによる強制」(AA.VI.395) と言っている。つまり、ここでは、義務を義務からなせという命令は、「内的自由の原理による強制」として特定されており、外的自由と内的自由との双方に関わる自由一般の原理とは考えられていないのである¹²。『基礎づけ』の時点で、外的自由と内的自由に関するこのような区別にカントが至っていたという証拠はない。だが、少なくとも『人倫の形而上学』において、カントは定言命令と〈義務を義務から果たせ〉という命令との関係を、上述の説明のように捉えていたことは間違いない。ここから言えるのは、すべての義務に関わるということを理由にただちに、内的自由を〈批判〉の自由と単純に同一視することはできない、ということである¹³。

『人倫の形而上学』での道徳性と倫理との関係は、カントが提示した次のような比喩を足掛かりに考えるのがよいだろう。カントは法と倫理の関係を、空間と時間の関係になぞらえている。

法理的法則に關係する自由は、選択意志の外的使用における自由でしかありえず、だが、倫理的法則に關係する自由は、選択意志の外的使用と内的使用の両方における自由であります。そして理論哲学では、空間においてはただ外的感官の対象のみが、だが時間においては外的感官の対象と内的感官の対象の両方、つまりすべての対象が存在すると言われている。というのも、両者の表象はどちらにせよ表象であり、そのかぎりで内的感官に属するからである。同じように、自由が選択意志の外的ないし内的使用的どちらにおいて考察されようとも、その諸法則は、自由な選択意志一般に対する純粹実践理性の諸法則として、同時に選択意志の内的規定根拠でなくてはならない。それらがつねにこの関係において考察されるべきではないとしても (AA. VI.214)。

空間と時間はともに、人間の直観形式である。両者の関係は、『純粹理

性批判』では次のように説明される。

時間は、あらゆる現象一般のアприオリな形式的条件である。あらゆる外的直觀の純粹形式としての空間は、アприオリな条件としてはただ外的直觀にのみ制限される。それに対して、すべての表象は、それが外的な諸物を対象にもどうがもつまいが、やはりそれ自体で心の諸規定として、内的状態に属するのである。この内的状態はしかし、内的直觀の形式的条件に、すなわち時間に属するので、時間はあらゆる現象のアприオリな条件であり、しかも内的な現象（私たちの心）の直接的条件であり、そのことにより同時に間接的にはすべての外的現象の条件なのである（A34/B50f.）。

空間と時間は、前者が外的な諸現象に対応するのに対し、後者は心のなかに起こる内的な現象に対応する。しかし、時間は、間接的には外的現象の形式でもありうる。なぜなら空間における表象も時間における表象も、どちらも心のなかに現れる表象であって、そのかぎりで、内的感官をつうじて直觀されるものであるからである。

法的自由と倫理的自由、すなわち外的自由と内的自由の関係は、まさにこの空間と時間の関係との類推でとらえることができる。この場合、空間が法に、時間が倫理に対応する。外的自由は、外的立法が可能な法義務および法理的法則にしか関わらない。それに対し、内的自由は法義務と倫理的義務、そして法理的法則と倫理的法則の双方に関わることができる。というのも、法義務や法理的法則を自らの行為の動機として行為するが可能だからである。

それでは、内的自由と『批判』で扱われた自由一般とは、どのように異なるのか。この両者はちょうど、時間と感性と同じ関係にある。時間は内的感官の形式であり、あらゆる表象に関わる。だが、時間は感性であると言われても、感性は時間であるとは言われない。なぜなら、空間もまた直

観形式だからである。「時間は外的現象の規定ではありえない〔……〕。時間は形や位置などには属さず、反対に、私の内的状態における表象の関係を規定する」(A33/B49f)。直観形式としての空間がなければ、現象の形や位置を規定することはできない。仮に時間が感性のすべてであると誤解する人がいるとすれば、その人は、すべての表象が時間的であることから、感性的直観の形式が時間に一元化されることを導き出す、という誤謬をおかしていることになる。外的感官と内的感官とは、人間が現象の多様なものを受容する仕方を通じて区別されていたのであり、この区別を恣意的に解消することはできない。もし解消するのであれば、空間表象の存在を否定する根拠が必要である。

時間と感性とのこの関係を、〈批判〉における自由と〈形而上学〉における内的自由との関係に、当てはめてみればよい。内的自由はすべての義務とその法則に関わる。だが、だからといって、〈批判〉における自由と置き換えることはできない。外的自由と内的自由は、〈私〉にとっての〈他者の強要からの独立〉という観点において互いに区別された二つの自由であり、実践哲学においてどちらも不可欠である。内的自由は、外的自由との対照において成立する概念であって、両者の上位概念である〈批判〉における自由とは区別される。〈批判〉における自由は、外的自由と内的自由の双方に関わる自由一般なのであって、内的自由に還元されるることはできない。

以上と同じ考察は、法的立法と倫理的立法に対しても可能である。倫理は、あらゆる義務とその法則が行為者自身の動機であることを求めることができる。しかし、その義務と法則は、法理的立法と倫理的立法という理性の二つの作用から生じたものであり、二つの立法を倫理的立法へと一元化することはできない。また、内的自由と〈批判〉の自由とが区別されているように、倫理的立法は、『基礎づけ』で取り扱われた立法一般とも異なるのである。そして、「法論と徳論は、相違した両者の義務によって区

別されるのではなく、むしろ法則に両者それぞれの動機を結びつける立法の相違によって区別される」(AA.VI.220) というカントの言葉に従うなら、法と倫理における義務や法則の区別は、法的立法と倫理的立法という二種類の立法の違いに由来する。それゆえに、法と倫理の区別は最終的に、両立法の区別に根拠を置かなければならない。

カントは、空間と時間の比喩を用いて、外的自由と内的自由との関係を説明した。そして、時間と感性との関係を参照するならば、すべての義務にかかわるとされる内的自由は、『基礎づけ』における自由一般から区別されることになる。同時に、カントは法的立法と倫理的立法とを、そしてその両者と立法一般とを区別しており、法と倫理の区別のためには、最終的には法的立法と倫理的立法の差異に立ち戻らなければならない。本稿で次に考察するのは、この法的立法が純粹実践理性による自己立法であるか、である。他の人が私にある行為をするよう強要してはならないという法の義務が必然的かつアприオリなものであることが言えなければ、法の領域における〈他者の強要からの独立〉は確保することができない。しかし、再度述べれば、外的立法を許容する法的立法は、一見すると、純粹実践理性による立法とはほど遠いものであるように思われる。カントにおいて、法のこのような自律性はどこで確保されているのだろうか。

第3節 法の自律性

「徳論への序論」におけるいくつかの記述は、法的立法に関するカントの思索を浮かびあがらせるように思われる。

法論は外的自由の形式的条件を（外的自由に関する格率が普遍的法則とされるときの、自己自身との一致を通じて）、すなわち法を取り扱わなければならなかった。それに対し、倫理学はさらに実質（自由な選択意志の対象）、すなわち純粹理性の目的を提示する。この純粹理性の目的は、同時に客観的に必

然的な目的として、つまり人間にとっては義務として表象される (AA. VI.380).

法論は、外的自由が成立するための形式的な条件を取り扱っている。その条件とは、「外的自由に関する格率が普遍的法則とされるときの、自己自身との一致」、つまり、外的自由に関する格率が普遍的法則とされたときに自己矛盾をふくまないというものである。ここで言う「外的自由に関する格率」とは、他の人が私を（あるいは反対に私が他の人を）何らかの行為へと規定するような格率のことを指している。法論はあらゆる格率のなかで、そのような格率のみを取り扱う。外的自由に関するある格率が普遍化可能性という形式に適う時、その格率は正しい (recht) とされる。法は、ある人が他の人の行為を規定する際の両者の関係の形式にのみ焦点をあてる。そのため、法の領域において、行為の実質は考察の外におかれる。その結果、法論は、各人の立てるあらゆる目的を許容するというリベラルな性格を獲得することとなる¹⁴。目的と格率とのそのような関係は、次のように示されている。

目的と義務との関係は、目的から出発して義務に適う行為の格率に至るか、反対に、後者から出発して、同時に義務である目的を見出すか、という二通りに考えることができる。——法論は第一の道を進む。自分の行為に対していかなる目的を設定しようとするかは、各人の自由な選択意志に委ねられる。だが、その行為の格率はアприオリに規定されている。すなわち、行為者の自由は他の人すべての自由と普遍的法則に従って両立しうる〔という規定が、格率に対してなされている〕 (AA.VI.382).

この引用のなかでは、法における格率の規定は、「行為者の自由が他の人すべての自由と普遍的法則に従って両立しうる」と表されている。ま

た、この規定は、アブリオリになされるものであることが明記されている。『基礎づけ』での議論によれば、人間にとって、格率をアブリオリに規定することのできるものは、自由な意志¹⁵以外存在しない。ということは、このような規定をなす主体としては、自由な意志以外は考えられないはずである。事実、法の領域における自由な意志は、倫理の領域におけるそれと比較して、次のように表現されている。

義務概念は直接法則に關係する（たとえ私が法則の實質としてのあらゆる目的を捨象するとしても）。このことは、義務の形式的原理が「あなたの行為の格率が普遍的法則となりうるように行はせよ」という定言命法のうちすでに示しているとおりである。ただし、倫理学においてこの法則は、あなた自身の意志の法則と考えられており、他の人の意志でもありうるような意志一般の法則とは考えられていない。後者の場合、この法則は倫理学の分野に属さない法義務を与えることになるだろう（AA.VI.388f.）。

ここで法論と徳論のそれぞれの最高原理は、定言命法を二つの觀点から見て區別したものと考察されている。その觀点とは、立法する主体の違いである。「義務の形式的原理」である定言命法は、「法論」においては「他の人の意志でもありうるような意志一般の法則」として、そして「徳論」においては「あなた自身の意志の法則」として考察される。法論の最高原理は、「意志一般」と見られるかぎりでの意志の自己立法によってもたらされる¹⁶。ということは、「意志一般」は、法の領域における自由な意志であり、純粹実踐理性と位置づけられているはずである。すると、ここには法の自律性、すなわち外的自由の積極的概念の核心が表現されていることになる。

「徳論への序論」における以上の三つの引用は、次のようにまとめることができるだろう。

(一), 法論の最高原理は, 〈外的自由に関する格率が普遍化可能性の条件を満たすべき〉, あるいは, 〈行為者の自由は他の人すべての自由と普遍的法則に従って両立しうるべし〉, と定式化される¹⁷.

(二), この最高原理は, 行為や行為の格率をアブリオリに規定する.

(三), その規定は, 「他の人の意志でもありうるような意志一般」と見なされるかぎりの意志による自己立法を通じてなされている.

以上のことによって, カントは, 法の義務のアブリオリ性を, そして法の(カントに固有の意味での)自律性を示していることになる. では, このような思想を通じて, カントは何を論じようとしているのか. そして, この考察はどのような意義をもっているのか.

ここでまずもって重要なのは, カントが法を, 他の人の影響を排除するための手段と見なさなかった点にある. すなわち, 法の領域における〈他者の強要からの独立〉が意味するのは, 相手とのあいだに互いに乗り越え不可能な線を引いて, その私的空間の内部で行為するかぎりではだれにも邪魔されない, ということではない. 他の人からの強要ということは, 他の人が自分自身の目的を果たすために, 私を単なる手段として何らかの行為へと規定することであった. しかし, 「他の人の意志でもありうるような意志一般」が立法主体であるということは, 他の人が私を規定する可能性がなおも残されているということである. 所有権を例にだしてみよう. 「この土地は私のものである」という宣言は, カントの言う「外的自由の格率」である. 他の人がそう宣言することによって, 私はその土地を侵害しないよう, 義務づけられる. つまり, 私は他の人によって行為を規定されている. しかし, そのような宣言が正当でなければ, 私はそうするよう義務づけられることはない. そして, その正当性は, この宣言が選択意志の主観的規定根拠しかもたない原理であるただの格率にとどまるものではなく普遍的法則である場合にのみ, 確保される. カントの法は, 他

の人が私の行為を規定するのを排除することにではなく、どの規定が正当でどの規定が不正当なのか、つまり強要に当たるのかを判断することに主眼がおかかれているのである。法を「外的自由の格率の形式的条件」、すなわち「外的自由に関する格率が普遍的法則とされるときの、自己自身との一致」とカントが言いかえるのは、このような事態を言い当てている。「この土地は私のものである」という他の人の宣言が正当かどうかを吟味する際、それがどのような目的からなされたものであるかは、問われない。もしかしたらその宣言は、自らの利益を追求しようとする意図のもとでなされているかもしれない（し、大抵の場合はまさにそうであろう）。しかし、そのこと自体は法の領域では問題とならず、その宣言の法則としての普遍化可能性のみが問われるのである¹⁸。

このような条件のもとで宣言が正当であると判断されるならば、それはもはや、他の人という単なる個人によって私の行為が規定されているとは言えない。なぜなら、その宣言がもつ普遍性ゆえに、宣言者の土地を侵害しないという行為に誰もが同意することができる、つまり私もそのように意志したと判断することができるからである。それゆえ、その宣言は、個別意志による規定としてではなく、特定の個人ではありえないがゆえに私でも他の人でもありうるような「意志一般」による規定としてみなされる。このような状態において、宣言者は他の人の行為を規定しつつ、しかしながらけっして他の人を強要することはない¹⁹。すなわち、宣言者の自由は、「他の人すべての自由と普遍的法則に従って両立しうる」のである。ここにおいて、〈外的自由の格率が普遍化可能性の条件を満たすべし〉と、〈行為者の自由は他の人すべての自由と普遍的法則に従って両立しうるべし〉という、法論における最高原理の二つの規定は、一致することになる。

仮にカントのように考えないとしたら、法はどのようなものになってしまふであろうか。まず、法は各人に一定の行為領域を割り当て、そこにと

どまるかぎり個人は何をしてもかまわないというモデルが考えられる。その場合、私と他の人とは隔絶され、本質的に没交渉であることが要求される。しかし、もしそうだとすれば、私は他の人と本来的には何の関係をもたず、社会のなかにともにあるということはありえない。法が私と他の人の関係を規定するものであるならば、他の人の関係を断ち切ることによって独我論的な社会をもたらす法というのは、端的に矛盾でしかない。反対に、個々人が自らの目的を追求し、それを邪魔する他の人の影響を排除する手段として法を利用するという法モデルが考えられる。その場合、互いに影響を与え合う個々人を想定する点で、自らの生活のうちに自分以外の他の人を見出していると言えるかもしれない。しかし、このモデルの場合、私は自らの意志に反して他の人から行為を制限されることになり、自由であるとは言えない。

一方、カントのモデルにおいて、他の人は、私のものではありえない目的の遂行のために私を強要する外部的存在ではなく、私と同じ自由な立法主体という位置づけを獲得する。他の人が私に何らかの行為をさせようとするとき、私はそれをただ拒否するのではなく、それが正当な要求であるかどうかを考えることができる。そして、その要求が普遍化可能性の条件を満たすかぎりで、私はその正当性を承認しなくてはならない。要求に普遍化可能性の条件をアприオリに課すこの働きこそが、法的な純粹実践理性の自律なのであり、そのかぎりで、私は他の人とともに自由でありうるのである²⁰。「意志一般」とは、他のすべての人が私と同様に立法主体であるということの別様の表現なのである。

言い換えると、私が自分以外の人間を見出すのは、法のこの契機を通じてであり、もしこの契機が存在しないのであれば、他の人は理性をもたない人間以外の動物と変わらない。さらに言えば、他の人が立ちふさがっているせいで道を通れないという事態と、落石のせいで道がふさがれて通れないという事態とのあいだには、私の目的追求が邪魔されるという意味で

本質的な差はないということになる。そのような観点でのみ考察する場合、道をふさぐ他の人は確かにヒトではあるが、理性的存在者であるかぎりでの人間ではない。カントにとって、私以外に他の人が、しかも複数存在するということは、法の議論の前提としておかれる自明な事柄ではけっしてない。そのことは、外的自由の積極的概念の獲得を通じてはじめて確証される事柄なのであった。

以上の考察に基づいて、外的自由の消極的概念と積極的概念の役割を整理しよう。外的自由の消極的概念の役割は、さまざまな社会規範のなかで、法がどのような行為領域をカバーするのかを、倫理との対照で明らかにすることである。そしてその対照は、私に対置される他者が、傾向性という意味で解されるか、あるいは他の人という意味で解されるかという観点からなされている²¹。それに対し、積極的概念の方は、消極的概念が限定した領域において、自己立法がどのような仕方で可能なのかを示すという役割を負っている。それは、法の領域における自由な意志を、誰の意志でもありうるような「意志一般」ととらえなおすことによって果たされているのである。

結論

本稿はカント哲学における法と道徳の区別を、立法と自由という観点から考察し、最終的に定言命法と法の関係を明らかにした。まず、カントの外的自由（法的自由）には、消極的概念と積極的概念の両方を見出すことができるという先行研究での示唆を受け入れ、法の領域における〈他者の強要からの独立〉という消極的概念がカント法哲学のなかで成立するためには、（理性の自己立法という意味での）積極的概念が伴われなければならないという見通しを立てた。そして、従来の解釈と異なり、内的自由と『基礎づけ』『実践理性批判』での自由は、同一視されてよいものではなく、倫理的立法も両著作における立法とは異なる位置づけがなされるもの

であること、外的自由も内的自由も同様に両著作の思想を基盤としてそこから展開された概念であることを示した。そのうえで、外的自由の積極的概念がいかなるものであるのかを考察した。

カントによれば、法論の最高原理は、定言命法そのものである。ただし、ここで普遍化可能性を要求されるのは、「外的自由に関する格率」、すなわち、他の人を何らかの行為へと規定しようとする格率のみである。このような格率にアприオリな条件を課すのは、カントの実践哲学上は自由な意志（純粹実践理性）でしかありえない。法の領域においてこの自由な意志が関わるのが「外的自由に関する格率」の普遍化可能性のみであるということは、行為の個別的な要素がすべて捨象されるということであり、このような手続きを介して、自由な意志は「他の人の意志でもありうるような意志一般」と呼ばれるようになる。カントにおいて法の義務は、このような自律思想のもとに確立されているのである。

このようなカントの思想は、他の人との共同性と自由の問題に非常に深くかかわっている。互いに相手を行為へと規定しあうということがなければ、私と他の人々との共同性を確保することができない。しかし、他の人が私を規定するのであれば、その分だけ私から自由が奪われることになる。共同性と自由をめぐるこのようなジレンマに対し、カントの提示する法モデルは、他の人とともにありながら自分が自由であることを可能にするモデルであり、ここに法が自律的であることの意義を見出すことができるるのである。

註

カントの著作からの引用は、アカデミー版の巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字でそれぞれ文中に付して示す。ただし『純粹理性批判』については、慣例に従い、A・B 版の頁数で引用個所を示す。

¹ 石田京子「いかにして法と道徳は区別しうるか——批判と形而上学——」、日本カント協会編『カントと形而上学』、日本カント研究 13、2012 年、197-211

頁、本論文は実質的に、当該論文の続編として執筆された。

² ここで『基礎づけ』『実践理性批判』で語られる領域を道徳性 (Moralität) と呼ぶのは、以下の論文でのパートゥシャットの示唆に拠っている。法と倫理の上位概念であるにもかかわらず Sitten ではなく Moralität という言葉が採用されているのは、カント実践哲学の非経験依存的な性格を強調するためであると推測される。なお、ここで道徳性は、カント実践哲学においてしばしば問題とされる、行為の〈適法性/道徳性〉の区別における道徳性とは、直接的には関係ない。Wolfgang Bartuschat, „Der moralische Begriff des Rechts in Kants Rechtslehre“, in: B. Sharon, J. Hruschka, Jan C. Joerden (Hrsg.), *Jahrbuch für Recht und Ethik* (Bd.16), 2008, S. 25-41.

³ 同様の主張は、『基礎づけ』においてすでに確認することができる。

⁴ Sharon Byrd and Joachim Hruschka, *Kant's Doctrine of Right: A Commentary*, Cambridge University Press, 2010, pp. 87-93.

⁵ 『基礎づけ』の記述によれば、自由の消極的概念は、「理性的であるかぎりでの生物の原因性が、それを外から規定する原因から独立に作用することができる」とされている。それに対し、自由の積極的概念は、「自律、すなわち、自分自身にとって法則であるという意志の特性」である (AA.IV.446)。

⁶ Byrd and Hruschka (2010), p. 87.

⁷ 外的自由の積極的概念については、彼らの解釈に同意しない。これについては本稿第3節で論じる。また、内的自由を『基礎づけ』での自由と同一視している点においても、彼らの解釈は本稿の解釈とは異なる。これについては第2節で論じる。

⁸ 異論は存在するかもしれない。だが、本稿はあくまでカントの法哲学の研究に主眼があるので、徳論に関するこの問題を今後の研究課題とすることを許されたい。

⁹ この区別の詳細については、以下の拙稿で論じた。石田京子「カント実践哲学における「法」と「道徳」」、慶應義塾大学倫理学研究会編『エティカ』、第1号、2008年、53-83頁。

¹⁰ 本稿「はじめに」および注1の拙稿を参照のこと。

¹¹ Katrin Flikschuh, 'Justice without virtue', in: Lara Denis (edit.), *Kant's Metaphysics of Morals, A Critical Guide*, Cambridge University Press, 2001, chp. 3, pp. 51-70.

¹² また、後に見るように、カントは法論と徳論における最高原理を、定言命法を「他の人の意志でもりうるような意志一般の法則」と「あなた自身の意志の法則」という二つの観点から見たものと位置づけている (AA.VI.389)。

つまり、カントは『人倫の形而上学』において、徳論の最高原理自体がすでに定言命法を一定の観点から捉えなおしたものと考えているのであり、定言命法を倫理に特有の命法とは考えていないのである。

¹³ 本稿と同様に、道徳性と倫理を区別するものとして、オーバラーおよびシャドウの論考がある。Hariolf Oberer, „Sittlichkeit, Ethik und Recht bei Kant“, in: *Jahrbuch für Recht und Ethik* 14, 2006, S.259–267. Steffi Schadow, „Recht und Ethik in Kants *Metaphysik der Sitten* (MS 6: 218–221 und TL 6: 390f.)“, in: Oliver Sensen/Jens Timmermann/Andreas Trampota (Hrsg.), *Kant's "Tugendlehre". A Comprehensive Commentary*, Berlin/New York, de Gruyter, 2013, S. 85–111.

¹⁴ あらゆる目的との両立は、権利についても言われている。「外的強制が、それが普遍的法則と一致する外的自由への障害の防止（自由の妨害の防止）であるかぎりで、目的一般と両立しうることは、矛盾律に従って明らかであり、各人がもつ目的がどのようなものであろうと、私はこのことを知るために自由の概念を超えてよい。——したがって、法の最高原理は分析的命題である」（AA.VI.396）。

¹⁵ これは純粋実践理性でもある。

¹⁶ この「意志一般」は、「法論」で「すべての人の統合された意志」とも呼ばれているものである。

¹⁷ 以下で見るように、この二つの定式は、同一の事態を指し示している。

¹⁸ 法は行為のみに関わるというカントの規定は、「外的自由に関する格率」が他の人の行為を規定するのみであり、それ以外の何ものでもない（つまり、他の人の目的や意図、格率を規定するものではない）、というところに由来する。また、ある格率が不正であるとは、その格率に従って行為するなら、あなたは不正をなすことになるということであり、その権利要求が法的正当性をもたないということであって、その格率をもつこと自体で罰せられるといったことではない。そもそも法の場合、ある人が実際にどのような格率を自分自身の格率とするかは問題にはならない。なぜなら、あなた自身の格率が何であるかを問題とするのは、倫理の役割だからである。外的自由の格率の普遍化可能性に関してカントが言おうとしているのは、次のことであると思われる。すなわち、「人を傷つけてはならない」「他の人を奴隸として扱ってはならない」という一般的な法的規則が正当性をもつのは、「私を傷つけるな」「私をあなたの奴隸にするな」という格率の普遍化可能性がそもそもアприオリに成立するからであり、それ以外のことを理由としない、ということである。（そして、このような普遍化可能性からはまた、「私を傷つけてもよい」「私を

奴隸にしてもよい」という主張が不正であることも帰結する。これは、「法論」のなかで、「私たち自身の人格における人間性の権利」(AA.VI.237)として定式化されている)。

¹⁹ 同様に、国家に個人の行為を規定する権限が与えられるのも、その働きが「意志一般」のものと見なされるからである。法にみられるあらゆる強制は、このような「意志一般」を通じて正当化される。

²⁰ 本文中に例に挙げた「外的自由の格率」は、「この土地は私のものである」というものであった。これは、所有権、つまり外的な私のもの・あなたのものについての格率であるが、生得的権利（内的な私のもの・あなたのもの）についても同様のことが言える。「私を傷つけるな」という、外的自由に関する私の格率は、それが普遍化可能である場合にのみ、他の人に対する正当な要求となる。

²¹ 法の性質を表す際に使用される〈外的〉という言葉は、伝統的な自然法論（たとえばトマジウス）においては通常、行為の外面性を指すものとして使用されることがあった。だが、カントにおいて、外的自由の〈外的〉は、端的に他の人との関係を指していることとなる。